

日 時：令和8年5月13日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第355回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は一つです。

議題1「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正の件について御説明いたします。

本議題に関する資料は2点ございますが、資料1－1に沿って御説明いたします。

最初に、今回の金融分野ガイドラインの改正の背景について御説明いたします。2ページの【2. 金融分野ガイドラインの改正の背景】を御覧ください。昨今、特殊詐欺などが非常に問題になっておりますところ、二つ目のポツに記載をしておりますとおり、昨年の犯罪対策閣僚会議におきまして決定されました「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」におきまして、特殊詐欺等への対策の一環として、預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討することとされております。

そこで、3ページを御覧ください。ただいま御説明いたしました決定を踏まえまして、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正によりまして、先ほど申し上げました不正利用口座に関する情報共有の根拠規定を設けることとされております。その情報共有の枠組みの概要につきましては、下の図を御覧いただければと思います。真ん中の黒い丸が情報提供元の金融機関です。この枠組みに基づいて情報提供がなされる際には、一旦この下にあります青い四角の情報共有システムに情報が集約された上で、このシステムを介して他の金融機関に提供されるという想定になっております。

なお、こちらの情報共有システムは、一般社団法人全国銀行協会、いわゆる全銀協の100%子会社が運営することとなっているとのことです。

次の4ページを御覧いただきまして、こちらは先ほど申し上げました犯収法施行規則の具体的な改正内容として、ここでは割愛をさせていただきます。

その次の5ページを御覧ください。ここで、今回の情報共有の枠組みと、個人情報保護法との関係を御説明いたします。個人情報保護法上、個人情報の目的外利用や個人データの第三者への提供について、原則として本人の同意が必要とされておりますところ、その例外として、「法令に基づく場合」は、本人の同意が不要とされております。そこで、今回の犯収法施行規則の改正により新設される規定に基づく不正利用口座に関する情報の提供につきましては、「法令に基づく場合」に該当するというを具体例として明示するという形で、今回、金融分野ガイドラインの第4条を改正したいと考えております。その具体的な改正の内容につきましては、資料1-2を併せて御確認いただければと思います。

最後に、資料1-1の3ページに戻らせていただきまして、今後の予定についてですが、資料1-2の改正案につきましては、本委員会にて御審議の上、決定いただきましたら、意見公募手続を経た上で、令和9年4月1日に改正犯収法施行規則と同時に施行することを予定しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○新保委員 今回のガイドライン改正につきましては、「法令に基づく場合」の提供として、本人同意を得ることなく個人データの第三者提供が可能な手続について、その旨を示しているものと考えられます。一方で、個人情報保護法は、その制定時に、金融・信用、情報通信及び医療という、いわゆる重要3分野については、より厳格な個人情報の適正な取扱いの実施を確保するということが、附帯決議として盛り込まれているところでございます。

これまでの金融・信用分野における厳格な個人情報の取扱いについて、とりわけ金融分野のガイドラインにおいては、本人同意に基づく手続を、かなり明確かつ厳格に運用してきたと考えられますので、今回の金融分野ガイドラインの改正は、犯罪収益移転防止法に基づく不正利用口座情報の共有について、その必要性と共有に係る手続を明確化するものとして、必要な改正であると考えます。

以上です。

○手塚委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議は閉会といたします。どうもありがとうございました。